

## 令和4年3月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 令和4年3月17日（木）  
午前10時00分から午前11時40分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者 教育長 村田明彦  
教育長職務代理者 奥野貞一  
委員 多田謙司  
委員 新熊和彦  
委員 古山美穂
- ・説明者 教育次長 森井克則  
学校教育室長 東浩朗  
生涯学習室長兼 淋信行  
世界遺産・文化財総合管理室長  
学校教育室理事兼食育・給食課長 金森淳  
兼学校給食センター所長  
学校教育課長 小林弘典  
こども課長 松村好章  
社会教育課長 寺元正治  
図書館課長 南里民恵  
スポーツ振興課長 梁川泰延  
学校教育課課長補佐 菱川貴史
- ・事務局 教育総務課長 木村弘子  
教育総務課主幹 芝池淳子
- ・議事日程  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
  
日程第2 教育長月次報告

- 日程第 3 議案第 33 号  
市立図書館の運営変更について
- 日程第 4 議案第 34 号  
羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 議案第 35 号  
羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第 36 号  
羽曳野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について
- 日程第 7 報告第 21 号  
令和 3 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 17 号）  
（教育委員会関係）について
- 日程第 8 報告第 22 号  
令和 4 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 1 号）  
（教育委員会関係）について
- 日程第 9 報告第 23 号  
後援名義の使用許可について
- 日程第 10 報告第 24 号  
羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について
- 日程第 11 その他  
・日程調整など

開会：午前 10 時 00 分

[ 教育長 開会の挨拶 ]

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 2月10日に、校長面談を行いました。(18日まで)
- (2) 2月14日に、恵我之荘小学校6年の武田星さんと峰塚中学校3年の長井太雅さんがワールドスケートジャパン第4回日本スケートボード選手権大会に出場された報告に市役所を表敬訪問されました。
- (3) 2月17日に、羽曳野市図書館協議会会議が行われました。
- (4) 2月21日に、市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議がオンラインにて行われました。
- (5) 2月22日に、新規採用教職員オリエンテーションを行いました。
- (6) 3月2日に、中学校校長会、小学校校長会、園長会を行いました。
- (7) 3月4日に、小学校教頭会、中学校教頭会を行いました。
- (8) 3月8日に、青少年児童センター運営委員会が行われました。

日程第 3 議案第 33 号

市立図書館の運営変更について

●図書館課長より、市立図書館の運営変更について説明があり、承認を求めました。

《図書館課長》

市立図書館の運営変更についてご説明します。議案第 33 号をご覧ください。

市立図書館は、令和 4 年度以降週 1 日の休館日を設けます。

本件については、2月17日に開催されました図書館協議会でご承認いただいて

います。

本来であれば、運営変更の直前に規則改正をする際に本会議でご審議いただくべきものではありませんが、羽曳野市の公共施設、とりわけ社会教育施設については、図書館にせよ、公民館にせよ、ほとんどが休館日なく運営しています。今回の変更は教育委員会としてひとつの大きな方針変更となるため、本会議のご承認をいただくため議案としてあげさせていただきます。

では、内容のご説明をします。

市立図書館は、週1日の休館日を設けます。全館が同時に休館になってしまうと利用者の方に大きなご不便をおかけするため、曜日をずらして休館します。現在の予定では、中央図書館が月曜日、その他の陵南の森、丹比、羽曳が丘、東部の各館が金曜日に休館となります。古市図書館は従来通り月曜日と火曜日が休館です。

また、現在中央図書館は午後8時まで開館していますが、それを平日だけとします。土日祝は、午後6時までの開館とします。

以上は市民サービスの低下となるものであり、その代わりということではありませんが、以下の変更を行います。

ひとつは月末休館日です。現在は、月末が土曜でも日曜でもその日に休館していますが、今後は月末休館日が土日に当たる場合はその前後の平日に休館します。

また、ブックステーションはびきのコロセアムは、現在、火、木、金の午後に開館していますが、火、木、土とし、休日の開館日を設けて近隣の方が利用しやすいようにします。

変更の理由としては、コロナ禍のなかでも、安心して図書館サービスを利用させていただくために電子図書館サービスを始めること、また、厳しい財政状況のなかでも、図書資料費を確保するなど、安定した図書館運営を維持するため、行財政改革の一環として実施するものです。他市の状況を見ても、ほとんどが週1日の休館、休日の夜間閉館となっています。

実施時期は令和4年10月です。

変更に伴う諸案件として、市民・利用者へは、本日ご承認いただければ、4月以降広報、市ウェブサイト、図書館ウェブサイト、図書館だよりとして月1回発行している「たけのこくん」、また館内掲示などにより周知を行います。

また、羽曳野市立図書館条例施行規則の休館日の規定を改正する必要があります。こちらも本日承認いただければ、速やかに改正を行います。

説明は以上です。

《多田委員》

図書館に来られる方は、ここ数年、どういう変化がありますか。

《図書館課長》

特に令和2年度、令和3年度は、コロナで休館であったりとか開館時間が短かったりもしましたので、利用者については、大きく減っています。そうでなくても、年々少しずつは減少している状態です。

《多田委員》

電子図書のサービスというのは、逆にどういう感じで増えているんですか。まだ利用者は少ないんですか。

《生涯学習室長》

電子図書につきましては、10月からご自宅に居ながら電子で書籍を借りるようなサービスを新たに始めます。コロナ禍のなかで、他市も徐々に導入してきてますので、当市も最初の出発は少し利用可能なコンテンツ数は少ないですけど、10月から始めるという形になっています。

《多田委員》

市民がきちんと利用できるような環境を整備して、広報等で周知していけば全然問題ないことかなと思います。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

#### 日程第4 議案第34号

羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

●こども課長より、資料に基づき、羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《こども課長》

羽曳野市立丹比幼稚園、羽曳野市立恵我之荘幼稚園及び羽曳野市立西浦東幼稚園の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため、その改正について承認を得るものです。

改正内容につきましては、羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則において、別表中羽曳野市立丹比幼稚園の項、羽曳野市立恵我之荘幼稚園の項及び羽曳野市立西浦東幼稚園の項を削除いたします。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第35号

羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について

●社会教育課長より、資料に基づき、羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

留守家庭児童会では、入会児童数に応じて各教室の整備を行い、教室の面積に応じて定員を定めています。令和4年度の入会児童数が決定し、令和4年度児童数が増加となる予定の教室につきまして、学校と相談し空き教室を借りることとなりました。その結果、教室全体の面積が変更になりましたので、定員も変更するものです。別表の改正となります。

《教育長》

全体数で今年度と来年度の申込者数は分かりますか。

《社会教育課長》

令和4年3月1日時点で、来年度は1,103名、今年度は、令和3年5月1日時点で1,062名です。40名程度増えています。

《教育長》

今回変更する高鷲北留守家庭児童会は、定員58名となっていますが来年度は。

《社会教育課長》

来年度75名の申込みがありました。

《教育長》

そういった理由から今回改正ということですね。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第36号

羽曳野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について

- 教育総務課長より、資料に基づき、羽曳野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について説明があり、承認を求めました。

《教育総務課長》

今回の改正の趣旨としましては、先ほど議案第34号でこども課長より説明がありましたように、丹比幼稚園、恵我之荘幼稚園、西浦東幼稚園については、今年度において新規の入園募集を行わず廃止されるため、令和3年11月9日付けで「羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例」が公布されたことにより、当該施設に関連する箇所を改正するものです。

改正の内容としましては、丹比幼稚園、恵我之荘幼稚園及び西浦東幼稚園の公印、別表記載部分を削除します。

資料の2枚目から新旧対照表を添付しておりますのでご参照の上、ご承認賜われますよう、よろしくお願いいたします。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 報告第21号

令和3年度羽曳野市一般会計補正予算(第17号)(教育委員会関係)について

- 教育総務課長、学校教育課長及びスポーツ振興課長より、令和3年度羽曳野市一般会計補正予算(第17号)(教育委員会関係)について説明と報告がありました。

《教育総務課長》

令和4年第1回定例市議会におきまして、議案第20号「令和3年度羽曳野市一般会計補正予算【第17号】」として上程させていただいております予算になります。この補正予算の中で、例年3月議会で行っている、歳入では決算見込みによる追加及び減額、歳出では執行見込みが無い等の理由による不用額の減額については割愛させていただきます。それ以外の補正予算について

てご説明いたします。

教育総務課予算の説明をさせていただきます。

まず歳入についてですが、「ICT運用支援業務」として委託している業務の内、GIGA端末を導入する際の運用サポート業務分として132千円が、GIGAスクールサポーター配置支援事業として国庫補助対象の公立学校情報機器整備費補助金となります。補助対象経費の2分の1である66千円を歳入として計上させていただきます。

次に、「OA機器売払収入」について説明させていただきます。

羽曳野市立小・中学校・義務教育学校におきまして、パソコン等の機器入替により、使用不能になった機器の売却費用として得られる収益として440千円計上しております。対象パソコン等の買取総価額からデータ消去費用、運搬費用、その他の経費等を差し引いた金額を歳入として計上させていただきます。

次に歳出予算について説明させていただきます。  
小・中学校及び義務教育学校の電気代について、5,000千円の追加の予算になります。コロナ禍の状況が続いていることによる換気の問題や熱中症対策、GIGAスクール構想の加速化により令和2年度予算で普通教室全てに導入した大型モニターやタブレットの充電保管庫の設置により教室のスペースが狭隘になり、大型ストーブを置くスペースの確保が難しく、安全性の確保から、冬季のエアコンの使用を認めざる負えない等の状況により、電気代が増加しており、その不足分の追加予算になります。

#### 《学校教育課長》

GIGAスクールサポーター配置促進事業補助金及びスクールソーシャルワーカー配置事業補助金についてですが、GIGAスクールサポーター配置促進事業補助金は、次年度に向けて、中学校3年生及び義務教育学校9年生におけるタブレットの小学生及び義務教育学校の新1年生への転換作業に伴う補助金となります。具体的には中学校・義務教育学校卒業予定生徒のタブレットパソコンの初期化作業、Googleアカウント削除、翌年度小学校・義務教育学校入学予定児童のタブレットパソコンのネットワーク設定作業・Googleアカウント新規作成、上記学年以外の転出入児童生徒のタブレットパソコン設定作業、上記異動に伴うタブレットパソコン運搬業務経費としては、1,107千円となり、補助金として、国より2分の1補助があり553千円となっております。

次にスクールソーシャルワーカー配置事業補助金についてですが、令和3年度は、当初の補助金としては、1,160千円となっておりましたが、6月より1名会計年度職員を増員したため、事業予算額が増額しそれに伴う補助金が発生し、補助される金額がそれに伴い増額になりました。報告は以上です。

《スポーツ振興課長》

社会教育課とスポーツ振興課の歳出について、併せて説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う補填、補償費という部分になります。令和2年3月、4月、5月分は既に補填していますが、今回は令和2年6月から令和3年10月末までの期間において、市の方から指定管理者に対しまして、臨時休館や午後8時や午後9時までの時短営業してください、という要請に伴い利用料収入が減少した分に対する補填ということになります。基本的な考え方としましては、コロナ禍になる前の2年間の平均と対象月の収入の差額を出しまして、その差額を補填しますという考え方となります。ただし、休館や時短に伴い光熱水費が減りますので減った分は差し引きます。人件費も社員が休むとなるとその分減りますので差し引いています。また、国から雇用調整助成金を受けている場合はそれについても差し引きます、というような考え方でその差額分を補填する形になっています。それに加えまして、予約を取っていたけれども取り消した場合、一般的にスポーツ施設であれば1週間前から5割であったり7割であったりキャンセル料をいただきます。文化施設でしたら1ヶ月前から半額いただいたり、施設によってキャンセル料は色々違いますが、コロナの関係で自粛しますといったような理由で取り消しする場合、その分を無料にするよう要請していた期間については、その分については市から補填するという形で計算しております。社会教育課の部分は、L I Cはびきなので、みのりの里が指定管理者であり、18,306千円、スポーツ振興課のところは、みのりの里に、はびきのコロセアムと市民体育館と市民体育館に隣接するテニスコートを合わせて2,587千円、クリーン工房には、グレープヒルスポーツ公園、駒ヶ谷テニスコートで692千円という形になっています。

《各委員意見・質問なし》

日程第8 報告第22号

令和4年度羽曳野市一般会計補正予算(第1号)(教育委員会関係)について

- 教育総務課長及び学校教育室理事より、令和4年度羽曳野市一般会計補正予算(第1号)(教育委員会関係)について説明と報告がありました。

《教育総務課長》

今般の第1回定例市議会における議案第36号「令和4年度一般会計補正予算

(第1号)」は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業の予算になります。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」とは、令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されました。

国の令和3年度補正予算(第1号)が成立し、当市の交付限度額459,005千円内で、本市において独自施策として実施する事業や支援等の予算になります。そのうち、教育総務課予算についてご説明させていただきます。

小・中学校及び義務教育学校の屋内運動場におきまして、夏季の屋内運動場利用時における熱中症対策及び新型コロナウイルス感染症対策として、又、災害時の指定避難所としての環境改善を図るため、空調設備の整備を行うものです。

予算の内訳としてまして、空調設置に係る設計監理委託料、設計20か所、監理11か所として24,895千円、空調設置工事としての施設整備費について小学校6校分として179,578千円、中学校5校分として189,506千円、合計369,084千円計上させていただいております。

次に、スケジュールについてです。設計業務については、4月発注、4月末契約、小学校から順次行い、工事の発注は8月に予定しており、9月末契約、10月から順次行います。

中学校につきましては、9月発注、10月末契約、11月から順次行う予定です。なお、1校あたりの工期は約1か月で3月末までを予定しております。

残りの小学校7校と義務教育学校1校については令和5年度に工事を実施する予定です。

#### 《学校教育室理事》

2行目、学校教育課56,771千円、3行目、食育・給食課2,403千円の補正額についてでございます。こちら、多子世帯学校給食費助成事業となります。

事業目的は、コロナ禍における、多子世帯の保護者の経済的負担を軽減することとし、事業概要は、多子世帯、つまり18歳未満の子どもが世帯内に3人以上いる世帯の保護者に対し、小学校給食費は全額、中学校給食は半額を助成するものです。事業詳細については、現在、制度設計中ですが、就学援助費に準じて、申請、審査、交付決定の流れとし、支給は、学期ごとで、小学校は滞納がないか確認の上、中学校は発注実績確認の上、支給することとしています。

予算の算出根拠は、概算で、給食費助成金、小学校対象者数約1,000人、中学校対象者数約600人で算出、事務費として、システム開発委託料2,244千円、半額化により喫食率上昇を見込み、調理委託料を2,403千円増額しています。

《多田委員》

このシステムは今までなかったんですか。

《学校教育室理事》

今までは去年、今年と小学校は無償化、中学校は半額化をしておりました。無償化なので、小学校については取らない、中学校については、全員が半額化でしたのでシステム自体を半額の150円にシステムを修正していました。ただし、今回は、一部の多子世帯だけが対象となりますので、一旦2年前に戻って全員給食費をいただく、中学校についても、全員300円でチャージをしていただくという通常の流れで、対象となる方は申請していただいて、その金額を助成するという形にしますので、台帳のようなシステムを作らないと管理できませんので、その申請した方の登録、台帳づくり、それに対する支給決定等の様式を発出するという簡易なシステムになると思うんですけど、それを利用して事務をすることになります。

《多田委員》

多子世帯での世帯収入とかは制限があるんですか。

《学校教育室理事》

所得制限は考えておりません。

多子世帯だけに着目します。ただし、生活保護世帯については、生活保護費で100%出ておりますので、そこは省かれます。

日程第9 報告第23号

後援名義の使用許可について

●教育総務課長及び社会教育課長より、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育総務課長》

資料をご覧ください。

私の方からは、①～⑤の前の教育委員会会議以降に専決処分を行ったもの5件について説明させていただきます。

⑥と⑦については、社会教育課長より説明させていただきます。

1件目は、専決日令和4年2月14日、団体名は「日本作文の会」、事業名は「全

国作文教育研究大阪大会」です。

2件目は、専決日令和4年3月16日、団体名は「書道研究会 由源社」、事業名は「第45回記念由源全国書道展」です。

3件目は、専決日令和4年3月16日、団体名は「はびきの女声コーラス」、事業名は「はびきの女声コーラス50周年記念演奏会」です。

4件目は、専決日令和4年3月9日、団体名は「羽曳野市スポーツ少年団羽曳野市少年軟式野球連盟」、事業名は「令和4年度羽曳野市軟式野球スポーツ少年団「第44回羽曳野市長杯」大会」です。

5件目は、専決日令和4年3月9日、団体名は「羽曳野市グラウンド・ゴルフ協会」、事業名は「2022年度春季グラウンド・ゴルフ交歓大会」です。

いずれも、後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

説明は以上でございます。

#### 《社会教育課長》

6件目、専決日令和3年4月16日、団体名は「羽曳野市子供会育成連絡協議会」、事業名は「第51回写生ポスターコンクール」です。

7件目は、専決日令和3年9月22日、団体名「羽曳野市少年少女合唱団」、事業名は「羽曳野少年少女合唱団第31回定期演奏会」です。

この2件は、本来なら令和3年5月14日、10月21日の教育委員会議で報告する案件でありましたが、社会教育課で失念しておりました。申し訳ございません。なお、2件とも継続事業でございます。

#### 《各委員意見・質問なし》

日程第10 報告第24号

羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について

- 教育総務課長より、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

#### 《教育総務課長》

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規程により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。

この報告書は、この法律の趣旨に則り、令和2年度の事務事業について、「教育委員会事務の自己点検・評価」を実施し、報告書にまとめたものです。

点検・評価の流れにつきましては、各所属におきまして、事業の進捗状況などを取りまとめ、次に評価委員からの意見聴取を行います。

今年度につきましては、令和3年10月14日に「羽曳野市教育委員会評価委員会」を開催し、委員からの意見を聴取しました。

羽曳野市教育委員会評価委員会の委員は、2ページの4に記載のと通りの3名です。また、当日、委員からの意見等については、報告書の157及び158ページに記載させていただいております。

今月中に議会に報告書を配布させていただき、その後、市ホームページにおいても公開させていただく予定です。

#### 《新熊委員》

この評価は令和2年度の事業ですよね。この評価したものを令和5年度の予算に反映されていくんですか。

#### 《学校教育室理事》

この評価は、市の「事務事業評価」とほぼ連動していきまして、その事務事業評価は、令和2年度事業について令和3年度に行って、令和4年度予算に反映するというようなそういう流れは市内部ではしております。

#### 日程第11 その他

- (1) 学校教育室長より、新型コロナウイルスに関する諸般の報告がありました。
- (2) 学校教育課課長補佐より、令和4年度アクションプラン（案）について説明がありました。
- (3) 事務局より今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の4月臨時教育委員会議を、4月5日（火）に予定することを通知しました。

[ 教育長 閉会の挨拶 ]

閉会：午前11時40分